一般社団法人　千葉県民間病院協会

入　会　金　及　び　会　費　規　程

一般社団法人千葉県民間病院協会定款第７条２及び第３８条の規程に基づく会費を次のとおり定める。

《種　類》

第１条　　入会金は当分の間徴収しない。

第２条　　本会A会員の会費は、診療所一律20,000円、病院は基本会費及び病床数割会費を合計したものとし、B会員の会費はB会員基本会費とする。

《A会員基本会費》

第３条　　A会員基本会費は病院一律45,000円とする。

《病床数割会費》

第４条　　病床数割会費は許可病床数により加算し年額を次のとおりと定める。

（単位：円）

許可病床数	病床数割会費	納　入　額
50床未満	0	45,000
51～100床	5,000	50,000
101～200床	10,000	55,000
201～300床	15,000	60,000
301床以上	20,000	65,000

２．前項の許可病床数は毎年度4月1日現在の許可病床数とする。

《会費徴収に関する規則》

第１条　　一般社団法人千葉県民間病院協会会費徴収について次のように定める。

第２条　　会費は年会費とし、期間は毎年4月からとし、納入期限は6月末日とする。

第３条　　新たに加入する者のその年度の会費は、次のとおりとする。

（１）4月1日から9月末日までに加入する者の会費は、年額の全額

（２）10月１日から3月末日までに加入する者の会費は、年額の２分の1

附　則　　この規程は平成14年10月1日から施行する。

以上